

●香川県告示第57号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき次のように道路の供用を開始するので、同項の規定に基づき告示する。

その関係図面は、香川県土木部道路課において、平成24年2月3日から同月24日まで一般の縦覧に供する。

平成24年2月3日

香川県知事 浜 田 恵 造

- 1 道路の種類 県道（主要地方道）
- 2 路線名 岡田善通寺線（47号）
- 3 道路の区域

区 間	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備 考
丸亀市綾歌町岡田西字重光1345番3地先から 丸亀市綾歌町岡田西字重光1326番3地先まで	12.0～13.5	180	平成14年香川県 告示第647号で 変更した区域の 一部
丸亀市綾歌町岡田西字畑田1209番1地先から 丸亀市綾歌町岡田西字畑田1272番1地先まで	12.0～14.5	214	

- 4 供用開始の期日 平成24年2月3日